

案件概要書

2016 年 8 月 30 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
紅河デルタ地域 10 省市（ハノイ市、ハイフォン市、ニンビン省、ハナム省、ハイズオン省、フンイエ省、ビンフック省、タイビン省、ナムディン省、バクニン省）
- (3) 案件名：消防・救助能力強化計画（Firefighting and Rescue Improvement Project）
- (4) 事業の要約：本事業は、紅河デルタ地域 10 省市において、消防車等関連機材及び消防署や消防・救助訓練センターを整備することにより、対象地域における消防・救助能力の強化を図り、もって同国の脆弱性への対応に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における消防・救助セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ベトナム社会主義共和国は、「ドイモイ（刷新）政策」導入以降の高い経済成長に伴い、ハノイ市やホーチミン市等における都市化及びその近隣省における工業化が進んでいるが、特に人口密集地等における火災被害が増加傾向にある。2015年の同国の火災被害は、年間約2,400件、被害総額は約1.5兆ドン（75億円）であり、2005年との比較で件数は約15%、被害額は3倍に増加している。中でも紅河デルタ地域の火災被害が全国で最大であり、死傷者数、被害額はそれぞれ全国の約30%、約41%を占める（2015年）。これらの地域は、引き続き都市化による人口密集が進んでおり、人命や財産に関する火災リスクは益々増加傾向にあると考えられる。

他方、同国で消防及び救助活動を担う公安省消防警察は、消防士の能力不足並びに関連機材の老朽化及び量的不足により、火災・事故発生から現場到達までに要する時間、消火及び人命救助活動の迅速性及び能力の観点で大きな課題を抱えており、頻発する火災に対して十分に対応できていない。全国で約17,500人の消防士が存在するものの、訓練を行う教官の量・質、カリキュラムについて改善が必要である。また、消防警察が保有する消防及び救助車両は約1,150台であるが、それらの使用年数は約4割が15年以上経過しており、機材の更新・増強が必要不可欠となっている。

かかる状況を踏まえ、2012年に同国政府は、首相令No. 1110/QD-TTg（以下、「首相令」という。）を発行し、2020年までの消防警察の能力向上にかかるマスタープランを承認し、市民の人命と資産を守り、国家の財産を保護し、政治的・社会的な安全の強化を目指すことを目標としている。本事業は、消防車両等の機材や消防署の整備を通じた消防・救助能力の増強及び消防・救助訓練センターの整備を通じた消防士の技能向上を図るものであり、首相令に基づくマスタープランに合致している。

(2) 消防・救助セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対ベトナム社会主義共和国国別援助方針（2012 年）では、脆弱性への対応として、成長の負の側面に対処すべく、急速な都市化・工業化に伴い顕在化している環境問題（都市環境、自然環境）、災害・気候変動等の脅威への対応を支援することが重点分野として掲げられており、本事業はこれら方針に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

2000 年以降、オーストリア、フィンランド、韓国が消防車、救助車、消防指令センターの整備等の支援を実施している。また、現在もフランス、ポーランド、ベルギーが同様に車両供与の支援を検討しているが、本事業で協力する省市を対象としていないことから、本事業との重複はない。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、消防車両等の関連機材及び消防署や消防・救助訓練センターの整備を通じた消防・救助の能力強化に資することから、SDGs ゴールの 11 及び 16 に貢献するものと考えられる。また、我が国の援助方針とも合致していることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、紅河デルタ地域10省市において、消防車等関連機材及び消防署や消防・救助訓練センターを整備することにより、対象地域における消防・救助能力の強化を図り、もって同国の脆弱性への対応に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 消防・救助車両、関連機材（国際競争入札（タイド））

イ) 消防・救助訓練センター（1 か所）、消防署建設（国際競争入札（タイド））

ウ) コンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助・施工監理等）（ショートリスト方式）

消防・救助車両、消防署建設の数量については協力準備調査にて確認。

③ 他の JICA 事業との関係

今後要請予定の技術協力を通じて、消防・救助訓練センターの組織体制整備、教官及び消防士の技能向上等を行い、本事業で整備する消防機材や消防・救助訓練センターの適切な運用を図る予定。

(2) 事業実施体制

① 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

② 事業実施機関／実施体制：公安省消防警察（Ministry of Public Security, Police Department of Fire Prevention, Firefighting and Rescue）

③ 他機関との連携・役割分担：：特になし。

④ 運営／維持管理体制：公安省消防警察及び各省市の消防警察。技術面・財務面の能力は協力準備調査にて確認する。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。

(4) 横断的事項

本事業は、気候変動の影響による気温上昇によって発生する森林火災の低減に繋がり、気候変動の適応案件と位置付けられる可能性があるため、協力準備調査にて確認する。

(5) ジェンダー分類

ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項

本事業では、効率的な消防・救助活動を実践するために、消防車等に搭載する可搬式ポンプ等について本邦技術の活用が予定されている。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア共和国「海事訓練学校整備事業」の事後評価結果等から、事業実施機関と施設・機材の運営・維持管理組織が異なる場合、施設や機材の所有権の移転法律上・制度上の手続きが必要か否か、審査時に確認し、事業完了後、維持管理予算の配分も含め速やかに必要な手続きが行われるように実施機関及び運営・維持管理組織側に働きかけることが求められるとの教訓を得ている。

上記教訓を踏まえ、本事業においては、予算要求プロセスにて、適切な維持管理予算の確保を行うことにつき、実施機関及び運営・維持管理機関と事前に合意する。

以 上

[別添資料] 地図

消防・救助能力強化計画 地図

